

- ※1 家電リサイクル法対象機器（テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機・エアコン）については、他の方法により処理することも可能です。
詳しくは、**一般財団法人家電製品協会家電リサイクル券センター**にお問い合わせください。
（☎ 0120-319-640 <http://www.rkc.aeha.or.jp/>）
- ※2 資源有効利用促進法対象機器（パソコン）については、他の方法により処理することも可能です。
詳しくは、**一般社団法人パソコン3R推進協会**にお問い合わせください。
（☎ 03-5282-7685 <http://www.pc3r.jp/>）
- ※3 消火器の処理については、他の方法により処理することも可能です。
詳しくは、**株式会社消火器リサイクル推進センター**にお問い合わせください。
（☎ 03-5829-6773 <http://www.ferpc.jp/>）
- ※4 オートバイクの処理については、**公益財団法人自動車リサイクル促進センター**にお問い合わせください。
（☎ 050-3000-0727 <http://www.jarc.or.jp/motorcycle/>）
- ※5 処理困難物については、本組合において適正に処理することができませんので、**販売店やメーカー**、または**適正に処理が行える事業者（産業廃棄物処理許可業者など）**にご相談ください。

【ごみの排出時の重点項目】

- 記名等は、分別に対する意識向上や、違反排出者への周知を目的としております。
（地域を限定するため、地区名の記入もお願いします。）
- LED、蛍光灯、鏡、水銀体温計、電球、豆球、グロー球は**有害類**の収集日に出してください。
- 粗大ごみは**50cm未満**に裁断し、分別をすると各素材ごとに排出できます。
家電ごみは**30cm未満**に裁断しても、分別や処理が困難なため、原形のまま排出してください。
- ごみの直接搬入は、家庭系・事業系に関わらず、**原則1日1回**とします。
なお、家の片付けや草刈りなどで多量のごみが発生し、複数回の直接搬入が必要な場合は、「多量一般廃棄物処理申請書」（指定様式）により、事前に申請していただくこととなります。
- 粗大ごみなどの基準となる「長さ」とは…一辺の長さ（最長部分）

【問い合わせ】

- | | | |
|--|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 船井郡衛生管理組合 ☎ 0771-42-3425（代表） （担当：事業課） http://www.cans.zaq.ne.jp/fuakf604/ | <ul style="list-style-type: none"> ● 南丹市役所 ☎ 0771-68-0001（代表） （担当：市民環境課） http://www.city.nantan.kyoto.jp/www/kurashi/101/005/001/index_5083.html | <ul style="list-style-type: none"> ● 京丹波町役場 ☎ 0771-82-0200（代表） （担当：住民課） http://www.town.kyotamba.kyoto.jp/000000189.html |
|--|--|---|